

# 第26回

## 参議院議員通常選挙特集

7月10日

投票日

### ・大切にしていますか？あなたの一票

選挙は、私たちの国の方針を決め、私たちの暮らしにつながる大事なものです。

大事な投票、忘れずに！



### ・私たちの国づくりは、きれいな選挙から

「贈らない・求めない・受け取らない」を合い言葉にきれいな選挙を心がけましょう。

### ・若い人も、積極的に投票しましょう。

最近、若い人の投票率が低くなっています。

「自分の一票くらい…」と考えず、必ず投票しましょう。

7月10日は、「良識の府」といわれる参議院の26回目の通常選挙が行われます。

この選挙は、私たちの願いを国政に反映させる最大の機会であり、投票の主権者である私たちの一票は、暮らしをよくするための貴重な「意思表示」でもあります。

私たちの未来を任せる人を選ぶにあたっては、自分の一票ぐらいと考えずに、冷静に候補者や政党等の主義・主張を「よく見」「よく聞き」「よく考えて」大切な一票を無駄にすることなく投票してください。

私ども浦幌町選挙管理委員会は、厳正中立の立場に立って、細心の注意を払いながら選挙の管理執行にあたりるとともに、公正で明るい選挙の実施に努力してまいりますので、町民の皆さんのご協力をお願いいたします。

浦幌町選挙管理委員会

委員長 堀川 眞一

## 投票できる方

投票できる方は、選挙人名簿に登録されていることが必要です。

選挙人名簿への登録は、住民登録をされていることが必要ですが、登録基準日において  
①年齢が満18歳以上の日本国民で、  
②浦幌町に住所を有し、住民基本台帳に登録されていないことはありません。

今回の参議院議員通常選挙における登録要件は、次のようになっています。

①平成16年7月11日までに生まれた方で

②転入されてきた方は、

令和4年3月21日までに転入届をされた方

## 投票できる場所および時間

投票開始時刻は、すべての投票所で午前7時からとなります。

終了時刻は、投票所によって異なりますので、郵送される入場券に表示されている時間をご確認の上、お間違えのないようにしてください。

今回の選挙より第9投票所(稲穂会館)を廃止し、第1投票所(学童保育所)に統合しましたので、ご注意ください。

### 【投票場所および投票終了時刻】

投票区	投票場所	終了時刻
1	学童保育所	午後7時
2	保健福祉センター	午後7時
3	川上近隣センター	午後6時
4	上浦幌公民館	午後6時
5	上浦幌地域会館	午後6時
6	活平地区集会所	午後6時
7	常室児童館	午後6時
8	幾千世地区集会所	午後6時
9	吉野公民館	午後6時
10	新養老コミュニティセンター	午後6時
11	十勝太コミュニティセンター	午後6時
12	厚内公民館	午後6時

## 入場券を忘れずにお持ちください

入場券は、1人1枚となります。この入場券は、投票用紙をもらうときに必要ですので、投票所に忘れずにお持ちください。

入場券をなくしたり忘れたときでも投票することができますが、受付をスムーズに行うためにご協力をお願いいたします。

## 投票のしかた

投票所では、入場券と引き換えに、次の順序で2回に分けて投票用紙をお渡しします。

### ① 選挙区選出議員選挙

クリーム色紙に黒色インク刷りの投票用紙にあなたが選んだ「候補者氏名」を記入して投票してください。

### ② 比例代表選出議員選挙

白色紙に赤色インク刷りの投票用紙にあなたが選んだ「候補者氏名又は政党その他の政治団体の名称」を記入して、投票してください。

## 代理投票制度

身体の故障などのため、自分で投票用紙に記載することができない方のために「代理投票制度」があります。

代理投票を希望する方は、投票所(期日前投票の場合は、期日前投票所)の受付でその旨申し出てください。

投票管理者が指定する投票補助者が代筆し、代理投票をすることができます。

投票の秘密は、必ず守られますから、安心して申し出てください。

## 投票日当日に投票することができない方も投票することができます

選挙日当日に投票することができない方や投票所に行くことが困難な方のために、期日前投票・不在者投票・郵便等による不在者投票制度があります。

### (1) 期日前投票

投票日当日、都合があつて投票所で投票することができないと見込まれる方が、公示の日の翌日から投票日の前日までの間に、あらかじめ期日前投票所において投票ができる制度です。(注：上浦幌支所では7月5日から7月7日までの間)

期日前投票は、選挙人本人が、期日前投票所まで出向き、「期日前投票宣誓書」(町ホームページからも入手できます。)を提出してから行います。



### 期日前投票所の投票時間等

#### ① 浦幌町役場 1階小会議室 (選挙管理委員会事務局内)

期 間 6月23日(木)～7月9日(土) (土・日・祝日も行えます。)  
時 間 午前8時30分～午後8時

#### ② 上浦幌支所 1階事務室

期 間 7月5日(火)～7月7日(木)  
時 間 午前9時～午後5時

## (2) 不在者投票

学生など一時的に親元を離れている方は、不在者投票を行うことができます。

この不在者投票の方法は、

- ①「不在者投票宣誓書（兼請求書）」（町ホームページからもダウンロードできます。）を選挙管理委員会へ提出します。
- ②選挙管理委員会から宣誓書に記載した送付先住所に投票用紙などが郵送されます。
- ③それらを持って現在滞在している市町村の選挙管理委員会において投票を行います。
- ④投票した投票用紙が、現在滞在している市町村の選挙管理委員会から本町選挙管理委員会へ郵送されます。

## (3) 郵便等による不在者投票

身体に重度の障がいのある方は、郵便によって不在者投票をすることができます。

この制度を利用できる方は、身体障害者手帳、戦傷病者手帳および介護保険の被保険者証を交付されている方で、基準に当てはまる方に限られます。

この制度により投票しようとする方は、あらかじめ選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けることが必要ですので、詳しくは選挙管理委員会までお問い合わせください。

## 【郵便等による不在者投票基準表】

	両下肢または 体幹若しくは 移動機能の障害	内臓機能の障害
身体障害者福祉法による 身体障害者	1級または2級	1級または3級
戦傷病者特別 援護法による 戦傷病者	特別項症から 第2項症まで	特別項症から 第3項症まで
介護保険の被保険者証に要介護状態区分「要介護5」と記載されている方		

## サイレンの吹鳴

7月10日の投票日には、明るく正しい選挙の普及啓発と棄権防止のために、投票開始時刻（午前7時）にサイレンを吹鳴いたします。

## 事務局からのお知らせ・お願い

7月10日の各投票所における投票事務従事者（役場職員）の服装は、投票事務に引き続き実施する開票事務を効率的に行うための一貫として、ノーネクタイとさせていただきますので、ご理解願います。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、投票所内ではマスクの着用及び手指の消毒、咳エチケットをお願いします。

投票所内の3密を避けるため、入場制限等を実施する場合があります。

■発行・編集 浦幌町選挙管理委員会 浦幌町役場 1階小会議室（選挙管理委員会事務局）

■電話 015-576-2111（内線105・106）

選挙に関して不明な点は、選挙管理委員会までお気軽にお問い合わせください。